

博物館に相当する施設指定審査要項

1 施設

(1) 総合博物館、歴史博物館、民族博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について

ア 建物はおよそ132㎡以上の延べ面積を有すること。

イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。

(2) 動物園、植物園について

ア おおよそ1,320㎡以上の土地があること。

イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。

(3) 水族館について

ア 展示用水槽が4個以上で、かつ、水槽面積の合計は360㎡以上であること。

イ 放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

2 資料

(1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。

(2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。

3 職員

職員は一般職員のほか、専門的職員として次のいずれかに該当する職員を有すること。

(1) 学芸員有資格者

(2) 学芸員に相当する者

学芸員に相当する職員は少なくとも次によるものとする。

ア 高等学校卒の職員は、10年以上の経験を有する者であること。

イ 短期大学卒の職員は、7年以上の経験を有する者であること。

ウ 大学卒の職員は、5年以上の経験を有する者であること。

4 事業

(1) 展示は、常設展はもとより、特別展等も行っていること。

(2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。

(3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。

(4) 資料について調査研究活動が行われていること。

(5) その他各種の教育活動が配慮されていること。

5 運営

(1) 館園の設置規定、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。

(2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。

(3) 館園の運営が年間を通じて一般に公開されていること。

(4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

(注) (1) 当該施設の指定の審査に当たっては、必要に応じて実施について審査するものとする。

(2) 博物館相当施設として、長期にわたり正常な運営を期待する見込みのないものは指定してはならない。

6 施行期日

この要項は、平成12年4月1日から施行する。